

## 「川口市SDG s 特設サイト」構築・運營業務委託仕様書

### 1 総則

本仕様書は、川口市（以下「発注者」という。）が委託する「川口市SDG s 特設サイト」構築・運營業務委託業務に適用する。以下、委託された者を「受注者」とする。

### 2 契約期間等

契約期間：契約締結日～令和7年3月31日

SDG s 特設サイト公開：令和7年3月中旬（予定）

### 3 業務目的

川口市では、令和6年5月に国の「SDG s 未来都市」及び「自治体SDG s モデル事業」に選定されたことを受け、市域におけるSDG s の理念の浸透を図り、市民をはじめ、各主体によるSDG s 達成に向けた自主的な取組を促進するための事業を推進しているところである。

本業務はその取組の一環として、SDG s に関する基本的な解説をはじめ、市のSDG s に関する事業の紹介、川口市SDG s パートナーとなる市内の企業や団体等のSDG s 推進に関する活動やイベント情報等の情報を集約化し、市内外に対して誰にでも分かりやすい情報発信を行うこと、パートナー登録団体同士がSDG s の取組に関する情報共有や相談等を行うことや、パートナー同士の協力関係の構築に資する場としても活用するためのプラットフォームとして「川口市SDG s 特設サイト」を構築・運営するものである。

### 4 業務概要

実装するコンテンツは、「5 サイト設計要件」の内容を踏まえ、SDG s 特設サイトの目的達成のために、受注者が主体的に提案するアイデアを加え決定する。

なお、下記作業以外にもSDG s 特設サイト構築・運営に伴い必要とされる作業については、協議のうえ原則的には受注者が行う。

- (1) 本仕様書に記載の要求事項を満たすSDG s 特設サイトの企画・設計
- (2) (1) に基づくコンテンツ作成
- (3) (2) に基づく機能構築
- (4) (1) に必要なハードウェア及びソフトウェア並びにネットワーク環境の構築及び導入作業
- (5) ハードウェア及びソフトウェア並びにネットワークを含むSDG s 特設サイト

#### 運用環境の保守

- (6) SDG s 特設サイトの運用（コンテンツ更新、コミュニティの形成・維持・川口SDG s パートナー情報の更新等）
- (7) 利用状況の把握（月1回以上のアクセスログ等の報告及び年間事業実施結果報告等を提出）

### 5 サイト設計要件

- (1) 以下のア～キの機能を有すること。

#### ア トップページ

本市のSDG s の理念が伝わる外観で、各ページにもアクセスしやすいデザイン。

#### イ お知らせページ

新着情報、イベント情報を掲載する。

#### ウ SDG s の紹介ページ

SDG s の概念、市の取り組み状況について、分かりやすく紹介する。

#### エ SDG s の理念の紹介ページ

SDG s の理念を分かりやすく紹介する。

#### オ 本市でSDG s 活動に取り組む企業・団体等の紹介ページ

インタビュー記事として掲載する。

#### カ 川口SDG s シンボルマークの紹介・使用申請ページ

シンボルマークの紹介を行う（内容は市ホームページにあるものをベースとする）。使用申請フォームは市で用意。

#### キ 川口SDG s パートナー制度の紹介・申請ページ

川口SDG s パートナー制度とシンボルマークの紹介を行う（内容は市ホームページにあるものをベースとする）。申請フォームは市で用意。更新は市で行う。

- (2) ウェブアクセシビリティに配慮したサイト設計を行うこと。

- (3) 目的とするコンテンツに、原則3クリック、最大5クリック程度で辿り着く階層構造とすること。

- (4) 利用者にとっての使いやすさを優先し、カテゴリからコンテンツの内容が想像できるカテゴリ分類となるように設計を行うこと。

- (5) 主要な情報以外にも、トップページやメニューページ、末端ページから複数の導線でアクセスできるように配慮して設計すること。

- (6) スマートフォン用ページ、タブレット端末用ページについて、最適と思われる対応方法を提案すること。

- (7) 運営の過程において、必要に応じてメニューの追加・更新・中止が可能な基本構

造とすること。また、簡易なメニューの追加・更新・中止については、市の職員が対応可能なシステムとするもの。

- (8) サイトの内容や特徴が伝わるようなドメインを取得すること。(ドメイン名は川口市と事前協議すること。) また、ドメインは委託契約終了後も川口市が引き続き使用できるものとする。

## 6 システム要件

### (1) サーバの基本要件

- ア サーバ等の機器は、レンタルサーバー（共用サーバー）を利用すること。
- イ レンタルサーバー（共用サーバー）の機器は、日本国内かつ定期的に機器への情報セキュリティ対策状況を確認できる場所にあること。また、耐震、防火、落雷対策、防水、停電対策、空調設備等が整った建物に設置すること。
- ウ 容量その他については、サイトの運営に必要なスペックを考慮すること。
- エ 外部からのサイトの破壊、改ざんや盗難、消去等されないようセキュリティ対策を講じていること。
- オ 常時SSL化サイトとするなど、データの改ざん防止等について十分考慮すること。
- カ コンピューターウイルス対策を講じていること。
- キ アクセスログの記録・解析ができること。

- (2) システムの運用時間は24時間365日を前提とし、ネットワーク機器の管理と監視を行うこと。
- (3) サーバ設置場所については、ICカード、指紋認証等により入退室管理を24時間365日実施し、不正侵入防止措置が講じられていること。
- (4) サーバのデータについては1日1回以上バックアップを取得し、復旧できる状態とすること。
- (5) 外部ネットワークと接続する場合には、ファイアウォールを設定し、管理と監視を行うとともに、情報セキュリティ機器等による適正なアクセス制御により不正アクセスを防止すること。
- (6) 次年度以降の運用に関わる年間の概算費用を見積もること。

## 7 デザイン

- (1) SDGs特設サイトの全体構成、掲載項目の整理、利用者のアクセシビリティ、ユーザビリティ等を考慮すること。
- (2) SDGs特設サイトとして、標準化・統一化されたデザインとすること。
- (3) 本市の地域特性などを反映した本市らしさが伝わるデザインとすること。
- (4) 市がPRしたい情報が一目で伝わる工夫をすること。

- (5) デザイン・詳細は打ち合わせのうえ決定すること。また、ウェブデザインを専属で担当する部署あるいは担当者を有し、運用期間中のデザイン変更に対応すること。
- (6) トップページについては、デザイン案を打ち合わせのうえ、2案以上作成すること。
- (7) 下層ページについては、トップページに合わせて、カテゴリページ、コンテンツページ、イベントページ等、その他サイト構成上必要なページをデザインすること。また、プリントした場合に文字が切れる等の不具合が無いようにすること。

## 8 運用・保守業務

### (1) 運用・保守要件

- ア 公開するSDGs特設サイトは24時間365日の稼動を原則とし、ハードウェア障害の早期発見・予防に努めること。
- イ システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。
- ウ ソフトウェアに対して、OS等のパッチ適用、バージョンアップを行うこと。
- エ ユーザIDとパスワードにより、システムへのログイン認証ができること。
- オ 接続元IPアドレスによるシステム接続制限ができること。
- カ SSLサーバ証明書のライセンスの更新、適用作業を含むこと。また、その費用を含むこと。
- キ ホームページの閲覧においては、下記のブラウザの最新版に対応すること。またバージョンは最新版が配布されてから概ね6ヶ月以内に対応すること。
  - ・Microsoft Internet Explorer 11
  - ・Microsoft Edge
  - ・Mozilla Firefox
  - ・Apple Safari
  - ・Google Chromeただし、上記以外で、利用率の高いブラウザもシステムのバージョンアップ等で適宜対応できること。
- ク ミドルウェアを含め脆弱性の修正等緊急を要するものは即時更新すること。

### (2) 障害対応

障害が発生した場合は、本市に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。また、本市が障害を発見した場合、電話、メールによる問い合わせに対応すること。

### (3) 問い合わせ対応

- ア 原則として平日（土・日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、緊急時は、本市と協議のうえ対応すること。また、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを本市と協議のうえ、確実に実施すること。
- イ 問い合わせの受付・回答手段は、電話、電子メールとする。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

(4) その他の提案

専門的な立場から、他市事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

9 納品

- (1) 本業務完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。

- ア サイトマップ
- イ SDGs 特設サイト構造設計書
- ウ デザイン設計書
- エ 議事録

- (2) 紙媒体及び電子媒体を提出すること。提出部数及びサイズは打ち合わせのうえ決定する。電子媒体の提出方法は、電子メールとする。

10 検収

受注者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

本市は納入日から10営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受注者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本市は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

11 守秘義務

- (1) 本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 本業務の履行に関して知り得た事項を役員または従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏洩または開示してはならない。

12 業務の再委託

受注者は、デザイン、設計、記事作成、公開、保守など各工程を一括して受注者内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本市の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受注者が全責任を負うこと。

13 著作権

- (1) 本業務の履行過程で生じたデザイン等、本業務の成果物に関する所有権はもとより、著作権その他の権利を川口市に譲渡するものとする。
- (2) 受注者は、川口市に著作権その他の権利を譲渡した著作物に関しては、川口市において自由に改変または編集等されることを事前に承諾し、著作者人格権を一切行使しないものとする。

14 賠償責任

本業務の実施にあたって、本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、本市の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負うものとする。

15 その他

本業務の仕様は、本市が最低限必要と考えているものである。受注者はその専門的な立場から、今後の技術革新やSDGs特設サイトのあり方を見据え、他市の事例等も参考に有効な手段や効果的な方法があれば、本業務の費用の範囲内で積極的な提案を行うこと。

仕様変更、機能追加等については、受注者と本市との協議により取り扱うこと。

本仕様書に明示されていない事項又は仕様書の内容に疑義が生じたときは、速やかに本市と協議することとする。

16 問い合わせ先

川口市企画財政部企画経営課企画係 宇田川・藤木・菅原  
住 所 〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1  
Tel 048-259-7627  
E-mail 040.01000@city.kawaguchi.saitama.jp